

5 平常時の取り組み

(1) 地域住民及び各町自主防災組織の活動

自主防災組織や地区のみんなが協力し、「近助・共助」を実施していくためには、まずは自分や家族が自分の身は自分で守るという「自助」の取り組みが必要不可欠である。そのうえで、いざというときに地域の力が発揮できるよう、普段から地域のみんなで協力して防災活動に取り組む。

ア 自助の取り組み

各家庭では家屋の耐震化及び家具転倒防止等の推進や、火災に備えて消火器などの消火用具の設置に努めることで、地震等による災害の発生や拡大を防止する。

また、最低 3 日から 1 週間生活できる程度の水・食料などの備蓄や非常用品の準備を行うとともに、家族間の安否確認方法や避難行動などについて普段から確認しておく。

イ 地域の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることである。

地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行うとともに、平時から予想される災害に備える。

ウ 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要である。地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及や啓発活動を行う。

(2) 防災訓練の実施

防災訓練は、いざという時に、地区住民が「地区防災計画」及び「各町自治会防災計画」に沿って適切な行動を行うための欠かせない活動である。

地域住民は訓練への積極的な参加に努め、自主防災組織は住民へ訓練参加を呼びかけるとともに、市や消防機関、消防団等と連携しながら、実災害に備えるための実効性のある訓練を計画的に実施する。

また、訓練の実施後は実災害に反映することができるかどうか、その結果を検証し、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」及び「各町自治会防災計画」の見直しを行う。

ア 個別訓練

(ア) 避難訓練（避難行動要支援者の支援を含む）

突然の災害時にも落ち着いて避難行動ができるように、普段から避難経路・避難所の安全について確認しておくとともに、避難時の非常持ち出し品についても留意する必要がある。

自主防災組織としては、避難誘導班を中心として避難の要領を把握し、定められた避難所まで迅速かつ安全に、避難行動要支援者を含めて避難が想定通りできているか確認する。

(イ) 情報収集・伝達訓練

地域における災害の情報収集及び伝達では、地区防災組織を災害情報の中継点として位置付け、これを通じて行政機関等からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況、住民の安否避難状況等を収集し、行政機関等に伝達するための訓練を行う。

なお、被害状況の想定については、各地域で予測される事案（予想される災害）をもとに実践的な内容とする。

(ウ) 初期消火訓練（消火器及び消火栓の取扱いなど）

阪神淡路大震災では火災による甚大な被害が生じ、初期消火活動が非常に重要であることが再認識されたことから、消火器、水バケツ及び消防用ホース・管槍・可搬式消防ポンプなど、消火用資機材の使用方法及び消火技術を習得する。

なお、訓練時の安全確保のため、消防団など専門的知識を有する者からアドバイスや指導を受ける。

(エ) 応急手当訓練（心肺蘇生法及び AED 取扱い含む）

傷病者等の発生に備えて、AED（自動体外式除細動器）をはじめとする救急救命資機材の使用法、心肺蘇生法や応急手当の要領等について消防機関や日本赤十字社などが実施する救命講習を受講し、技術の習得に努める。

(オ) 救出救護訓練（救出器具・資機材の取扱い含む）

地震により倒壊した家屋の下敷きとなった人を救出するなど、ハンマー、バール、ジャッキ等、救出・救助資機材の使用方法及び救出方法や負傷者の搬送方法等について習得する。

(カ) 避難所開設運営訓練（給食・給水訓練含む）

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が積極的に関わる必要があることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について訓練を行う。

また、給食（炊き出し）・給水や応急・簡易トイレの作り方などを含めた避難所での生活体験を通じて、平常時から運営に関する準備等について考え、防災意識を高める。

なお、自主防災組織としては食料品等の救援物資の配給計画や支給方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

イ 総合訓練

実際の災害時には、初期消火、救出救護、情報収集・伝達、避難誘導などを一連の流れで実施することになる。そこで、上記アに掲げる個別訓練を組み合わせ実施することにより、組織の各班や各自主防災組織等との連携を図り、効果的・有機的な防災活動ができるようにする。

ウ 図上訓練（状況付与、DIG、HUGなど）

災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する知識や自らの意識付けにかなげる。

エ その他必要な訓練

（3）防災資機材、器具等の整備及び点検

防災資機材等は、災害発生時に必要不可欠であることから、各町自主防災組織において、その整備に努めるよう促すとともに、下記の例に示すように日頃の点検や防災訓練等で使い方を習得する。

班 名	内 容	時 期
消 火 班	消火器具の点検・整備	防災訓練前等・随時
救出救護班	防災資機材・救出用器具の点検・整備	
避難誘導班	避難経路の点検・整備	
給食給水班	給食・給水器具の点検・整備	

また、四日市市が地区内に配備した防災倉庫や水防倉庫の資機材、器具等については、市から毎年保守点検業務の委託を受けており、適時適切に点検を実施して報告を行うとともに、その取扱い方法の習得に努める。